

令和7年度4月（2025年4月）採用 内閣府国際平和協力本部事務局 国際平和協力研究員募集要項

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力研究員を以下の要領で募集します。

職種 研究・企画事務員

募集人数 若干名

業務内容

● 国際平和協力分野に関する研究業務

自己の実務経験に基づき、事務局の承認のもと設定するテーマについての研究。

(注：ここでの「研究」とは、実務経験等を通じて蓄積された知見を自らより深めることによって、研究員任期終了後に国際平和協力分野での更なる飛躍の土台とすることを目的としています。)

● 国際平和協力分野に関する事務局業務

(※以下業務の実施にあたり、最長3ヶ月程度の海外出張の可能性があります)

- ① 国際平和協力に関する情報の収集・分析
- ② 国際平和協力業務実施のための調査、専門的事項についての分析・資料作成
- ③ 国際平和協力隊員に対する国際平和協力業務に関する研修の実施
- ④ 国際平和協力に関する啓発活動（外部での講義・講演を含む）
- ⑤ 国際平和協力に関する調整業務 その他事務局が指示する業務

応募資格

- ① 国際機関又は国際平和協力関連各種団体で、国際平和協力に関連する分野の海外駐在等を通じた実務経験を2年以上有する者（国連システム、ジェンダー、チャイルドプロテクション、国際法（人権法、人道法、難民法等）、文民の保護、民軍協力、人道支援、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革（SSR）、選挙監視・選挙支援、等のいずれかについて、実務経験に基づいた知見を有していることがより望ましい。）
- ② 英語を使用して実務を行える者
- ③ パソコンスキル（Word、Excel等）を有する者
- ④ 国際平和協力に関連する分野において、大学院修士課程相当以上の研究経験を有する者
- ⑤ 将来に向けて、海外において国際平和協力分野で活躍する意志を有し、今後長期にわたり、同分野で活動を行うことが可能な者
- ⑥ 日本国籍を有する者

雇用期間 採用日（令和7年4月1日予定）から令和8年3月末日まで

※上記の雇用期間は、会計年度に準ずるものであるが、雇用期間終了後、**最長2年間まで雇用期間を更新することも可。**

勤務条件等

- ・ 雇用形態：非常勤（採用後1ヶ月間は、条件付き採用期間とします）
- ・ 給与：日額約10,000円～約14,000円（経験年数による）
※その他、賞与及び諸手当を規定により支給
- ・ 加入保険：健康保険・厚生年金・雇用保険
- ・ 勤務時間：1日7時間45分（週5日勤務）
- ・ 休暇：土・日曜日、祝日、年末年始
- ・ 勤務地：内閣府国際平和協力本部事務局
(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館8階)

提出書類

- ① 履歴書（様式任意、日本語に限る。カラー写真添付／裏面に氏名記載）

※「履歴書作成留意点」

- ・ 必須事項＝氏名（ふりがな）、生年月日（西暦）、現住所（海外居住の場合は国内連絡先も記入）、電話番号、Eメールアドレス
- ・ 学歴等＝高校以降から、入学・卒業・修了の期日（西暦）、未卒・既卒の別、大学・大学院の専攻、学位取得の有無（修士・博士、論文執筆中等）及び語学等の資格
- ・ 職歴＝就職・離職時期は年月日（西暦）で記載し、海外勤務は国名を記入（国際機関や国際NGO等での経験については勤務国その他、非常勤・インター・ボランティア等の場合は、その区別も明記すること。）

- ② 志望動機 以下のa)～c)の内容を含めること。

（A4で2～3枚程度、様式任意、日本語に限る）

- a) これまでの国際平和協力に関連する分野における経験
- b) 研究員として行いたい調査・研究の概要（具体的に）
- c) 研究員任期終了後、将来的に行いたいこと

- ③ 在職証明書及び語学等各種有資格者は、その証書等の写し（出願時点で提出出来ない場合は、その理由及び提出可能な時期を明記すること。）

※上記のものを同封し、封書の表面に「国際平和協力研究員応募」と明記。

※応募書類は郵送又は持参での提出。返却はしません。

募集締切 令和7年1月31日（金）（必着）

選考方法

- ① 書類審査：審査結果は、令和7年2月10日頃までに、メール及び郵送でご連絡します。
- ② 2次審査：書類審査合格者に対して、令和7年2月17日の週に、面接及び英語試験を実施予定（遠隔地に在住の方は、インターネットによる2次審査受験が可能です。）

問合せ・書類提出先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館8階 内閣府国際平和協力本部事務局 人材育成担当

電話：03-3581-7343 FAX：03-3581-0824

※Eメールでのお問い合わせ

当事務局ホームページ (<https://www.cao.go.jp/pko/index.html>) の「御意見等」欄 (https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/contactus.html) をご利用ください。